第25期東京都自然環境保全審議会 第5回鳥獣部会 速 記 録

令和4年6月27日(月)WEBによるオンライン会議

○松岡課長 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、第5回鳥獣部会を始めさせていた だきます。

本日はお忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

環境局自然環境部計画課長の松岡でございます。

本日はウェブでの開催となりますので、初めに注意事項を申し上げます。都庁の通信環境の状況によっては、映像や音声が途切れる場合がありますので、あらかじめ御了承いただければと思います。何か不都合がございましたら、事前にお知らせしております連絡先に御連絡をお願いいたします。

続きまして、会議中のお願いでございますが、会議中は常にミュートの状態にしていただきますよう、お願いいたします。御発言になる場合には、Zoomの挙手機能を使用して手を挙げてください。部会長が指名いたしましたら、ミュートを解除して御発言いただきますよう、お願いいたします。カメラにつきましては、こちらの指示がなければ常に映っている状態にしていただければと思います。

続きまして、定足数について御報告いたします。本日は、鳥獣部会に所属する委員、臨時 委員7名中6名の委員の方に御出席いただいております。規定によりまして会議は成立して おりますことを御報告いたします。

続きまして、本日、御出席いただいております委員を御紹介させていただきます。お名前をお呼びしましたら、マイクをオンにしてから御返事いただきますよう、お願いいたします。 初めに、部会長から御紹介いたします。山﨑部会長、よろしくお願いいたします。

- ○山﨑(晃)部会長 山﨑です。今日はよろしくお願いいたします。
- ○松岡課長 よろしくお願いいたします。石井委員、よろしくお願いいたします。
- ○石井委員 よろしくお願いします。
- ○松岡課長 よろしくお願いいたします。髙橋委員、よろしくお願いいたします。
- ○髙橋委員 髙橋です。よろしくお願いします。
- ○松岡課長 よろしくお願いします。田尻委員、よろしくお願いいたします。
- ○田尻委員 日本野鳥の会の田尻です。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○松岡課長 よろしくお願いいたします。

山﨑靖代委員、よろしくお願いいたします。

- ○山﨑(靖)委員 山﨑です。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○松岡課長 よろしくお願いいたします。

八尾委員、よろしくお願いいたします。

- ○八尾臨時委員 東京都猟友会の八尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○松岡課長 よろしくお願いいたします。

なお、相原委員におきましては、欠席されてございます。

皆様、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局の幹部職員を御紹介いたします。

環境局自然環境部長の和田でございます。

- ○和田部長 和田でございます。よろしくお願いいたします。
- ○松岡課長 森林再生担当課長の佐藤でございます。
- ○佐藤課長 森林再生担当課長の佐藤です。どうぞよろしくお願いします。
- ○松岡課長 多摩環境事務所長の近藤でございます。
- ○近藤所長 近藤でございます。よろしくお願いいたします。
- ○松岡課長 同じく、多摩環境事務所自然環境課長の上中でございます。
- ○上中課長 上中でございます。よろしくお願いします。
- ○松岡課長 なお、本日は傍聴の申出はありませんでしたので、お知らせいたします。 それでは、これからの議事進行は部会長にお願いいたします。山﨑部会長、部会の開会を お願いいたします。
- 〇山﨑(晃)部会長 それでは、第25期東京都自然環境保全審議会第5回鳥獣部会を開会いたします。

本日の審議案件ですけれども、諮問第474号「高尾鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」となっています。

それでは、早速ですけれども、事務局から本日の資料の確認をお願いいたします。

○佐藤課長 森林再生担当課長の佐藤です。

それでは、確認をさせていただきます。

資料ですけれども、委員の皆様に事前にファイル転送サービスで送付させていただいております。お手元にございますでしょうか。もしないようであれば、手を挙げていただければと思います。よろしいでしょうか。

資料の確認なのですけれども、最初の資料が「高尾鳥獣保護区特別保護地区指定計画書(素案)」でございます。

参考資料1としまして「高尾鳥獣保護区特別保護地区指定計画書(素案)」の赤字変更になります。

参考資料2が「告示・縦覧及び意見照会」

参考資料3としまして「高尾鳥獣保護区・同特別保護地区の区域」でございます。

その他、会議次第と委員名簿となります。

資料の説明は以上となります。

○山﨑(晃)部会長 ありがとうございました。

それでは、諮問第474号「高尾鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」の審議に入りたいと思います。事務局から資料の説明をお願いいたします。

○佐藤課長 それでは、「高尾鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」、御説明させていただきます。

まず、参考資料1の「高尾鳥獣保護区特別保護地区指定計画書(素案)」の赤字変更について、御覧いただければと思います。こちらでも画面共有いたします。

こちらで御説明していきたいと思いますが、前回お示しした計画書から加筆、あるいは修 正した箇所を赤字、あるいは黄色のマーカーでお示ししております。

1つずつ簡潔に見ていきますが、まず、こちらは「モモンガ」となっていたところを「ニホンモモンガ」と正確に記載したところです。

こちらも同様でございます。

少し飛びまして、こちらは「一」になっていたところを空欄にしただけでございまして、 内容に変わりはございません。表記の仕方を環境省に合わせただけでございます。

アマツバメにつきましては、「データなし」から「非分布」、これはレッドデータリスト の南多摩のところと合わせて直させていただきました。

こちらは59種集計のところは、52になっておりましたので訂正させていただきました。

その他はこのような大文字に直してみたり、主に記載のほうを直したというところと、注 2に「リスト掲載種は、令和2年度鳥獣保護区生息状況調査委託の夏季及び冬季調査に基づ き作成」という一文を追加させていただきました。

こちらは、別表3の哺乳類の獣類リストでございます。こちらが前回、委員の皆さんから本来当然載っているべき獣種が漏れているという御指摘をいただいたところでございます。

御指摘いただいた後に、我々も文献調査を実施するとともに、山﨑部会長、石井先生、レッドデータブック改訂の専門部会の重尾委員、岩佐委員にも御意見をいただきまして、ここの 黄色いマーカーで塗ってあるカワネズミ、テングコウモリ、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、 ネズミ類といった獣種を加筆させていただきました。

前回、調査が十分でないのではないかという御指摘をいただいたところでございます。直近では、令和6年10月末に奥多摩の鳥獣保護区が期間満了となって、また20年間の更新を予定しております。そのため、令和5年度に生息状況調査を予定しているところでございますが、その内容につきましては、哺乳類調査におきましては、例えば夜間に超音波受信機を使用したコウモリ類の調査、センサーカメラによる自動撮影調査、ネズミ・コウモリ類の捕獲調査等を従前の調査に加えて実施する予定でございます。

また、鳥類調査におきましては、フクロウなどの夜行性鳥類のための夜間調査、鳥類の鳴き声の録音による録音調査などを拡充して実施する予定でございます。

今回の計画と直接関係はございませんが、調査が十分でないという御指摘をいただいたことに関して、我々も次回に向けましては拡充して臨んでいきたいと考えているところでございます。

次に、参考資料2の「告示・縦覧及び意見照会」でございます。前回、2月1日の鳥獣部会の後に、鳥獣保護管理法の28条4項に基づきまして、指定計画書指針案の公告・縦覧を実施したところでございます。また、同じく28条3項、6項に基づきまして、利害関係人、地方公共団体への意見照会を実施いたしました。

公告・縦覧の結果としましては、特段意見書の提出はありませんでした。そのため、公聴会等の開催もございません。また、利害関係人及び地方公共団体への意見照会は、八王子市をはじめとして各団体(計7団体)から御意見をいただきまして、うち1から6までの6団体は賛成、八王子市の農業協同組合からは反対という御意見をいただいたところでございます。

これに対しまして、引き続き鳥獣の安定した生存の確保と生息環境保全を図るという鳥獣保護区、あるいは特別保護地区の方針を改めてお伝えするとともに、今後は生物多様性の保全に資するよう、保護区の管理に努めてまいりますということを御回答しております。

また、八王子市の観光コンベンション協会で懸念されている樹木の伐採につきましては、 鳥獣保護区内・特別保護地区内における木竹の伐採というのは要許可行為でございまして、 もし景観確保のための森林伐採等の許可申請があった際には、我々も当然鳥獣保護の観点か ら十分に審査・指導を徹底すると回答しているところでございます。

また、6番の東京都猟友会八王子支部と7番の八王子市農業協同組合から、それぞれ農林 水産業への被害への対応というところで懸念の御意見をいただいておりますけれども、それ につきましても、まず1つ目としては、有害鳥獣として鳥獣保護区を含めた地域の捕獲許可 申請は可能ですよというところ。

2点目としまして、この4月から施行している第6期第2種シカ管理計画に基づきまして、都としても高尾山周辺のシカの捕獲圧を高めていくということで、指定管理鳥獣捕獲等事業という事業を都が事業主体として進めていくということで実施を進めているところでございます。

また、引き続き農林水産物に関わる鳥獣被害関係部署、産業労働局等と連絡調整を図るということで対応してまいりますという御回答をしたところです。

最後に、関東地方農政局との協議でございますが、「根拠規定」にございますとおり、鳥 獣保護区の区域に農地が含まれるか否かにかかわらず、地方農政局と調整するとされており ますので、現在、関東地方農政局と協議中でございます。

最後に、今後のスケジュールでございますが、本日の鳥獣部会で計画書の案について御審議いただき、来月7月25日に開催が予定されております自然環境保全審議会にこの計画書案で諮って良いという御承認をいただければ、それで審議会の本審のほうで総合的に審議いただきまして、答申をいただく予定となっております。その後、環境省へ届出書を提出、指定の告示という流れになってまいります。

なお、本来であれば現地視察もぜひ実施したかったところでございますが、大分感染者数はピーク時よりは減ってきたというところではありますが、引き続きコロナ対応が厳に求められるというところで、残念ではありますが、今回の現地視察は見送らせていただきたいと思います。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

○山﨑(晃)部会長 佐藤課長、御説明ありがとうございました。

哺乳類についてはリストが拡充されたということ、それから、意見照会では一部反対もあったみたいですけれども、丁寧な御説明をいただいたということだったと思います。

それでは、委員の皆さんの質疑応答に入らせていただきます。ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見などがありましたら、挙手機能を使用してお知らせください。お願いいたします。

石井委員、お願いいたします。

○石井委員 ありがとうございます。

この鳥獣保護区の指定の延長については、全く異議ありませんというか、賛成です。

前回、この計画の中で、哺乳類の獣類リスト、別表3が少し不十分ではないかという意見を申し上げました。大分資料等を使って補充をしていただいたのですが、前回、気がつかなかったので何も言わなかったかもしれないですが、高尾山で確認されている哺乳類で、アライグマが抜けていると思います。重要な種の選定基準の5に特定外来生物の欄があるのですけれども、ここにアライグマが入ると、特定外来生物は0でなくて1になるはずです。

きちっとした調査に基づくアライグマの記録がどの文献に載っているかというのは確認していないのですが、新八王子市史の中に哺乳類のリストが出ていて、確かめることはできませんでしたが、ここにアライグマが入っているのではないかと思ったのが一つと、インターネットで調べたら出てきたということなのですけれども、高尾山ビジターセンター発行のニュースレターのボリューム57に、高尾山の哺乳類で2019年までに確認されている種というのでアライグマが出てきます。

それから、ネット上に高尾山でアライグマがカメラに写りましたという記事も幾つかあります。

それから、都の産労局のアライグマの分布調査でも、メッシュ図なので高尾山に該当する 地点に記録があるかどうか確実なことは分からないのですが、恐らく分布記録が含まれてい るはずです。

ということで、別表3にはアライグマが抜けているので追加してほしいということと、したがって、特定外来生物も1種加わるという修正をお願いしたいと思います。

以上です。

○山﨑(晃)部会長 石井委員、ありがとうございました。

確かにビジターセンターのレンジャーがカメラをかけていて、写ったという話を私も聞い たような記憶があります。

この件について、事務局、いかがでしょうか。

○佐藤課長 アライグマにつきましては、我々も別表3に載せるべきという認識がなかった のですけれども、御指摘いただきましたので、ビジターセンターももちろんですけれども、 そういったエビデンスといいますか、ちゃんとした文献も含めてちょっと確認させていただ いて、ここに載せていくというところを改めて山﨑部会長をはじめ、御相談させていただけ ればと思います。

○山崎(晃)部会長 ありがとうございます。石井委員、そのような形でよろしいでしょうか。

- ○石井委員 結構です。よろしくお願いします。
- ○山﨑(晃)部会長 ありがとうございます。

ほかの委員の方、挙手がありませんけれども、何か御意見、御質問等がございましたら、 お願いいたします。

田尻委員、お願いいたします。

○田尻委員 ありがとうございます。野鳥の会の田尻です。

資料の作成等、ありがとうございました。

非常に細かいところで確認というか、お願いなのですけれども、鳥のリストの注2というところで、リストの掲載種は令和2年度の調査委託の夏季と冬季の調査で作成されたとなっています。

であれば、中黒になっている非分布というのはないのではないか。その調査のときに記録されたので、リストに出ているということなのかなと思ったのですけれども、もしそうなら、これはおかしいのかなというのと、でなければ、もともと何かのリストがあって、そのリストを基にして、夏と冬の調査の結果を基に生息状況を記載されたといったことなのかなと思うのですけれども、何か基になるリストがあってこの表が作られているのか、それとも本当に夏と冬の調査だけで作られたのか、どちらかなというのが分からなかったので、教えていただければと思います。

○山崎(晃)部会長 御質問ありがとうございました。事務局のほうで今の御指摘に対して何かお答えいただくことは可能ですか。

○佐藤課長 ここのリストの作りなのですけれども、もともとリストがありまして、それで そこをさらに補完するという部分で、注2のような形の生息状況調査委託のところも参考に したという形になっております。

そういう意味では、申し訳ありません、注2の書き方はこの調査で作りましたみたいな表現になっているのが、田尻委員のおっしゃる意味からすると、適切ではないかもしれません。 基本的にはもともとリストがあってというところでございます。

○田尻委員 ありがとうございました。

であれば、もしかしたら哺乳類と同じように元のリストはこれを使いましたよというのが

あってもいいのかなと思いましたけれども、そこはお任せいたします。

どうもありがとうございました。

〇山﨑(晃)部会長 御質問ありがとうございました。事務局のほうで少しの調整の部分は お願いしたいと思います。

ほかの委員の方はいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、今、石井委員、田尻委員から、アライグマの追記と鳥類リストの示し方についての修正の御提案がありましたので、事務局のほうで修正いただいて、それを最終案として審議会に諮るということで承認いただくことで問題ないでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、そういう条件付で承認されたということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

声は聞こえないですけれども、皆さん賛成していただけたと考えます。ありがとうございました。

今日は非常に短く終わりましたけれども、修正案をもって審議会に諮らせていただくこと にしたいと思います。

これで本日の審議は全て終了となります。事務局から事務連絡などがありましたら、お願いいたします。

○松岡課長 本日はお忙しいところ、御審議いただきまして、誠にありがとうございました。 事務局からは特にございません。

なお、先ほど佐藤が申しましたとおり、7月25日の本審議会に先ほどの案をかける予定に なってございますので、その節はどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○山﨑(晃) 部会長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第5回鳥獣部会を閉会といたします。本日はありがとうご ざいました。